

居宅サービス事業所等の管理者の兼務に係る取扱いについて

平成 24 年 8 月 6 日

富山市福祉保健部介護保険課長

介護保険事業における居宅サービス事業所等の管理者については、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者をおかなければならないこととされておりますが、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとされています。

市では、これまでも、事業への支障を鑑み、介護保険事業所における兼務は2職種を上限とするよう取り扱ってきたところですが、この取り扱いの周知徹底を図るため、改めて基本方針をお示しすることとしたので、事務処理に遺漏のないようご留意願います。

記

1. 管理業務に支障がないとして他の従業者との兼務が認められる場合

①又は②のいずれかの場合に限り、(①及び②の両方の兼務は認められません。)

① 同一事業所内における兼務

当該事業所の管理者と当該事業所の従業者の兼務(2職種を上限)は認められる。

② 居宅サービス事業所等に併設する他の居宅サービス事業所等との兼務

ただし、管理者同士のみで兼務(2事業所を上限)に限り、

※ 当該事業所の従業者の管理や業務の実施状況の把握等を一元的に行うことが困難となると見込まれるため。

※ 上記にかかわらず、次に掲げる場合で、事業所の管理上支障がない場合には、2職種を超える兼務を認めます。

(1) 同一の事業所において介護予防事業を一体的に運営している場合

(2) 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)事業所の管理者兼専門相談員と併設の特定

福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)事業所の管理者兼専門相談員を兼務する場合

2. 管理業務に支障がないか個別に判断のうえ兼務が認められる場合

1. の例によらず、当該事業者の判断により事業所の管理上支障がないとして、2職種を超えて兼務を行わせる場合等においては、別添の「管理者の兼務に支障がない旨の申告書」を事前に介護保険課へ提出し、同意を得た場合に限り認められるものとします。

3. その他

居宅サービス以外の施設サービス、地域密着型サービスにおいても、上記の管理者の兼務に係る基本的な考え方は同様とします。

個別の事案については、介護保険課へご相談ください。